

行政視察報告書

参加議員	雪対策特別委員会 委員長 赤平勇人 副委員長 竹山美虎 委員 蛭名和子、舘山善也、小倉尚裕、 渡部伸広、大矢保
調査期間	令和8年7月30日（木）～令和8年7月31日（金）
調査先及び 調査事項	北海道旭川市 「雪対策について」

視察概要

■ 調査先	北海道旭川市
■ 調査事項	雪対策について
■ 調査内容	1 調査日 令和8年7月31日（金） 2 調査目的 旭川市の「雪対策基本計画及びアクションプログラムについて」、「雪対策基本条例について」、「雪対策審議会について」、「雪対策関連事業について」、「住民及び事業者に対する支援制度について」、「住民及び事業者に対する支援制度について」、「国及び道との連携について」等を調査し、本市の雪対策の参考とする。 3 対応者 旭川市土木部 次長（土木事業所長事務取扱） 田中 治雄 氏 旭川市土木部 土木事業所 維持第3係 係長 古川 慎也 氏 旭川市土木部 雪対策課 課長 石持 真 氏 旭川市土木部 雪対策課 課長補佐 伊藤 和宏 氏 旭川市議会事務局 事務局長 林上 敦裕 氏 旭川市議会事務局 議会総務課 佐藤 綾人 氏 4 調査事項の説明 （1）説明概要 ①令和7年度の除排雪状況について 旭川市の除雪作業延長距離は、車道が約2136キロメートル、歩道が約580キロメートル、排雪延長は約1539キロメートルとなっている。事業費は、当初予算額35億3000万円、決算見込額は33億7000万円で、その内訳では、排雪経費が最も多く全体の48%を占めている状況である。 気象状況については、12月20日に最高気温7.1度まで上昇したのち、12月26日から27日にかけて12時間降雪量が旭川市の観測史上最大タイとなる36センチメートルを記録、12月末までは降雪量が非常に多い状況であった。1月以降は平均的降雪量となったが、2月以降は平均気温が高く推移し融雪が進むなど、近年の

気象変化が著しく顕著に現れたシーズンとなったところである。

除雪の状況については、車道除雪の全線出動を3回実施したほか、暖期対策として、12月に路面の圧雪を削り取る雪割除雪を実施。道路の排雪については、幹線道路が3回から4回、生活幹線道路が2回から3回、生活道路については、1回目の排雪を1月31日に完了。2月は高い気温で雪解けが進み、圧雪や道路の幅の道路状況を確認しながら2回目の排雪を行ったことから、回数は1回から2回となった。

改善要望、苦情は5322件となり、内容について、例年はザクザク路面の改善要望が多い傾向であるが、令和7年度では間口処理の要望が一番多い結果となった。

②除排雪基準等について

車道については、道路機能や役割に応じ、幹線道路、生活幹線道路、生活道路の区分で管理している。歩道については、中心市街地や通学路など、除雪車両で作業可能な2メートル以上の道路幅がある歩道を対象としている。

出動基準は、幹線道路と歩道については、新たに降り積もる雪が10センチメートル以上、生活幹線道路や生活道路については、新たに降り積もる雪が15センチメートル以上で車両走行に支障があると予想される場合に出動することとしている。除雪作業の終了時刻は、通勤・通学に支障が出ないように、午前7時を目途とする。排雪作業については、除雪作業と異なり多くの作業時間を要するため、市内の幹線道路を一巡する期間は約2から3週間、生活道路については約1か月となっている。排雪は、生活幹線道路については3回、生活道路などは2回実施することとしている。

旭川市では、かき寄せた雪を道路敷地内に積み上げるかき分け除雪を採用し、厳冬期では、除雪路線ごとに最小限必要な道路幅を設定している。車道の路面管理については、幹線道路は路面の雪氷を5センチメートル以下、生活幹線道路や生活道路は、30センチメートル以下の圧雪状態とすることを基本とし、排雪時に圧雪を取り除くこととしている。しかし、近年の暖冬傾向によりザクザク路面の発生が頻発してきている状況から、圧雪圧を薄くするなど管理方法の見直しを進めているところである。

③除排雪スケジュールについて

令和7年度当初においては、幹線道路の排雪を12月中旬に開始し、重要度の高い生活幹線道路や一部生活道路も前倒しして年内に排雪を着手。1月末までに全線の排雪を1度完了させ、引き続き3月10日までに排雪作業を継続実施することで、排雪用ダンプトラックや交通誘導警備員を確保するという考えで計画したところである。また、学校入試や冬祭りなどの行事に合わせた除排雪も計画的に実施している。

④旭川市雪対策基本計画及び雪対策基本計画アクションプログラムについて

旭川市では、昭和63年に策定した旭川市融雪対策基本計画に始まり、平成7年3月に旭川市総合雪対策基本計画を、平成17年4月に旭川市新総合雪対策基本計画を、平成27年4月に旭川市雪対策基本計画を策定し、その時々々の社会情勢や課題に対応するべく除排雪に取り組んできたところである。しかし、現計画の策定から11年余りが経過し、除排雪業務を取り巻く環境は厳しさを増し、気象状況の

変化への対応などが必要であることから、上位計画である第9次旭川市総合計画の期間と合わせ、令和10年4月の予定として、新たな基本計画を策定することとしている。

当該アクションプログラムについてであるが、同基本計画における各施策を推進するための取組目標を定めたもので、直近では令和7年度に改定している。実施にあたっては、雪対策審議会で評価と検証をしながら、進行管理を行っている。

⑤旭川市雪対策基本条例について

当該条例は、旭川市雪対策審議会に諮問し、条例を制定すべきとの答申を得たことから、パブリックコメントを経て、令和4年9月15日に制定。

同審議会では罰則規定についても検討したが、交通の妨害となる道路への雪出しについては、道路交通法など既に定められており、上乘せ条例とはしなかったところである。条例の主眼としては、市民及び事業者の道路の排雪をはじめとする雪対策への理解、雪のルール遵守やマナーの意識高揚としている。

内容についてであるが、市の責務、市民と事業者の役割、敷地からの道路への雪出し禁止、河川や水路への投雪禁止、除排雪作業への支障となる路上駐車をしないなどの遵守事項、遵守事項に違反する者に対する市からの指導や勧告について定めている。

毎年、町内会の回覧や市ホームページ、SNS等で周知しているが、市民アンケートでは、1割程度が違法性を知らず、また、重機を使用した悪質な雪出しも実際に発生していることから、周知啓発やパトロール等の対応強化により市民の行動変容を促す必要があるものと考え、テレビCMやSNS広告、チラシやポスターなどによる広報プロモーションによる周知啓発の強化を図っているところである。

雪出しに関する市の対応についてであるが、当該条例施行前から、道路への雪出しについては対応しており、悪質な場合は警察に相談しながら、道路及び河川の管理者として行政指導をしていた。当該条例施行後は、従来の取組に加え、同条例に基づく指導や勧告ができるようになったところである。昨年度は、除雪作業後の早朝における職員パトロール、市民広報、テレビCM等各種媒体による雪処理のルールやマナーについての周知啓発を実施し、市民からの通報は132件、そのうち雪出しが確認できたのは99件、そのうち行政指導は24件であった。実際には、雪出しの跡は見えるが、誰が出したのかを特定することは困難であり、行政指導に至ったのは24件となっている。特定できなかった場合には、周辺にチラシを配布し、周知啓発に取り組んでいるところである。また、市民協働の取組としては、町内会等でのチラシ回覧に加え、市、除雪センター、市民による3者合同パトロールを30回実施している。

⑥旭川市雪対策審議会について

当該審議会は、旭川市雪対策審議会基本条例に基づき、雪対策の推進に関する基本的な計画、その他重要な事項について調査・審議するため、令和2年度に設置した附属機関であり、令和5年9月に制定した旭川市雪対策基本条例の素案のほか、雪対策基本計画アクションプログラムの改定や進捗管理、持続可能な除排雪体制の確保に向けた雪対策の取組について審議を行っている。今後は、令和10年4月の策定を予定している新たな旭川市雪対策基本計画の審議を依頼。委員数は15人で、そのうち市民からの公募委員3人が含まれている。

⑦除排雪業務委託契約・設計及び業務評価について

除排雪業務の契約についてであるが、履行方式は共同企業体（ＪＶ）による共同履行、入札方法は条件付一般競争入札、入札参加資格は構成員数や車両保有のほかＪＶにおける構成員の最低出資比率を定めている。発注規模は４業務、委託期間は、１１月１日から翌年１０月３１日としている。

除雪業務の概要についてであるが、除雪企業の雇用と経営の安定化を図る目的で、春や秋における想定外の降雪に対応する緊急除雪、例年３月中旬まで搬入する雪堆積場の解体業務、側溝の清掃・土砂運搬、夏から秋にかけての草刈り業務を含め、平成２６年度から通年業務としている。

除雪業務の積算手法としては、除雪業務については総価契約の考え方を採用しており、過去の気象状況や出動状況から標準出動回数を設定し費用を算出、原則変更はしていない。雪の量で業務が大きく変わる排雪や雪堆積場整理などについては出来高精算を行う単価契約の考え方を採用しており、その算定については年３回の支払い時期に応じた成果品の納入検査で支払いを行っている。

最低保障としては、除雪については、過去１０年の平均降雪量に対し２割以上の減があった場合、６割を加減として割合に応じて算出される回数分を保証する。排雪については、排雪の出来高に加え待機費用、除雪機械の維持に必要な固定経費額としている。

支払いについてであるが、支払時期は、１１月末、１月末、３月末の３回となり、支払方法は、１１月末では前払金相当として、上限は当初契約額の４０％まで、１月末では出来高金額または契約額の６０％から前払金を控除した額、３月末では最終出来高額の残額としている。

続いて、業務評価についてであるが、旭川市では、除雪企業自らが技術力や作業方法などの課題を認識し技術力向上を図ることや、市の担当職員が各業務における地域特性や除雪企業の課題を把握し的確な指導監督を行うことを目的として、市民委員会長や町内会長で構成される除雪連絡協議会の協力を得ながら、ＪＶ単位で業務評価を実施している。業務上規定に満たない部分があった場合には手直し作業を求めており、支払額を減額することはしていない。主な評価項目としては、履行体制、除雪出動状況、除雪作業状況などに加え、一般評価などの履行状況、除排雪作業に関する応援の有無、試行の取り組みへの協力などの特記事項、法令遵守等としている。

⑧ＧＮＳＳの活用について

旭川市ではスマホ端末を６００台使用して除雪車両の位置情報を取得し、除雪作業の進捗や経路、時間などの把握を行っているほか、除雪センターと市の情報共有システムにより可能としたことで従事者の負担軽減を図っている。ＧＮＳＳを利用した日報や月報などの自動作成について検討を進め、事務作業を含めた業務の効率化や除雪作業の精度向上に取り組んでいるところである。

⑨住民からの相談窓口、アプリ等による情報提供について

地域に密着した除排雪ができるよう、複数の市民委員会からなる９地区の除雪連絡協議会に合わせて、除雪業務に含んでＪＶに発注する除雪センターを４か所設置している。同センターにおいて、２４時間の住民からの電話受付のほか、路面状況のパトロールにも対応しており、観測地点の降雪状況や路面状況などを確認

するとともに、最近導入した郊外部の監視カメラや積雪センサー、令和7年度から導入した市販の気象予報アプリを活用しながら、ＪＶが除雪の出動を市の基準に合わせて判断しているところである。判断が難しい場合については、ＪＶと市で協議して決める場合もある。

また、地域における除雪の課題を共有し、課題解決に向けて取り組む相談会を毎年除雪シーズン前に各地区で開催している。また、市民が除排雪に関する改善要望などを通報できる専用フォームを旭川市地域情報共有プラットフォームアプリ内に開設している。同フォームでは、写真や位置情報等を添付しての通報が可能となっており、電話が繋がらない場合でもアプリから連絡でき、除雪センターの勤務従事者からは、アプリから連絡を受け取るほうが精神的な負担は減ったと聞いているところである。

⑩雪堆積場、地域の雪押し場について

効率的な排雪作業を進めるためには、雪堆積場を市内全域にバランスよく配置することが重要となるため、利用可能な河川敷や公共有休地を関係機関と協議し、雪堆積場として確保している。令和7年度においては72箇所、搬入可能量は923万立方メートルを確保し、実際には558万立方メートルを処理したところである。その内訳としては、一級河川の河川敷を借用している37箇所、陸上の有休地を活用している9箇所、下水道処理水を利用する大型融雪槽が1箇所、民間有休地を活用したいわゆる民活提案型堆積場が9箇所となっている。そのうち、市民や民間事業者が搬入可能な雪堆積場については9箇所となり、内訳として河川敷が6箇所、大型融雪槽が1箇所、民活提案型が2箇所、合計で186万立方メートルを処理。

雪押し場についてであるが、平成27年に、町内会単位で一定のルールを定めた覚書を交わすことにより、日常生活で支障となる道路の雪を公園に搬入できるよう制度化している。また、町内会や市民委員会が空き地の所有者と協議の上、無償で借用できる場合に、道路除雪の雪を市が押し入れる雪押し場として利用する空き地は、令和7年度は43箇所となっている。ほかに、地域主体の雪押し場として、地域が空き地の所有者と協議の上、道路除雪以外の雪も堆積できるよう取り組んだ事例もある。

⑪豪雪への対応強化について

雪対策基本計画及びアクションプログラムでは、防風雪や豪雪への対応に取り組むこととしており、取組の1つ目として、緊急除雪路線を設定している。道路機能を最低限確保する目的で、国道や道道に接続する主要な幹線道路及公共バス路線を優先して除雪する。

取組の2つ目として、ＪＶ内の応援体制の強化など目的に、平成17年度から地区統合や業務統合を進めている。統合によりスケールメリットが働き、平時でも資材調達や人的リソースを有効活用できるほか、地区内の除排雪作業の進捗が把握しやすくなるとともに、豪雪時に作業の遅れが生じると予測された場合でも、速やかに応援体制を確保できるようになる。

取組の3つ目として、緊急雪堆積場の確保である。土地の使用料などにより、通常使用していない有休地等について、豪雪時には対応可能となるよう事前交渉し、令和7年度は5箇所、35万立方メートルの有休地を確保したところである。

取組の4つ目として、道路維持連絡協議会を開催している。関係機関との情報共

有に平時から取り組み、冬期間の安全で円滑な道路環境を確保するため、各道路管理者により冬期除雪計画等について情報交換を行い連携強化を図っている。構成員は、警察、国、道、市の道路管理者、関係機関として、旭川地区のバス協会やトラック協会である。近年、旭川市では豪雪は発生していないが、他都市での豪雪時の影響や対応を参考としながら、体制や関係機関との連携について整理・検討を進めているところである。

⑫国及び北海道との連携について

旭川市内の国道、道道、市道の除排雪について持続可能な体制を構築し、安全安心で円滑な冬の交通網を確保することを主たる目的として、令和4年1月に国、道、旭川市で連携協定を締結した。各道路管理者の雪対策にかかる取組や体制、排雪工程の共有をはじめとして、渋滞が発生する管理者が違う主要交差点の排雪工程を共有し、渋滞を緩和する排雪作業——スポット排雪の実施に取り組んでいる。また、道路管理者が異なる道路で排雪工程を合わせて作業を実施するコラボ排雪や、街中の道道の一部において市がその除排雪業務を受託する委託除雪を実施している。近年では、豪雪時における支援体制についての検討を進めているところである。

⑬市民に対する除雪に関する支援制度

まずは、タイヤショベル・ダンプトラックの貸出しである。旭川市が除排雪を実施していない私道について自主的に除排雪を実施する町内会に対して、除排雪に必要なタイヤショベルまたはダンプトラックのどちらか一方を無償で貸し出している。

次に、小型除雪機等の貸出しである。ボランティアで高齢者や障害がある方の住宅内の除雪をする者、または自主的に道路を除雪する町内会に対して、小型除雪機や移動式の小型融雪機を無償で貸し出すものである。

続いて、住宅敷地入り口に雪を残さないように配慮する制度である。旭川市の除雪方法はかき分け除雪でとなり硬い雪以外は置いていくことを基本としていることから、高齢者や身体に障害がある方で残された雪の処理が困難な場合、住宅出入口部分の通路の幅には雪を残さないように配慮するという内容である。

その他、高齢者等雪下ろし事業、福祉除雪ボランティアマッチング事業、旭川市住宅雪対策補助制度を、福祉担当や建設担当部署で支援をしている。

⑭事業者に対する支援制度

旭川市の道路除雪を受託する除雪事業者に対する支援についてである。

初めに、除雪機械や大型ダンプトラックの運転免許取得支援である。除排雪の担い手育成・確保のため、当該事業者が行う雇用者の運転免許の取得及び技能講習の修了にかかる経費の一部を、最大で半額まで補助するものである。かねてから、除排雪業務に若手入職者が少ないと聞いており、令和元年度において除雪機械オペレーターの年齢構成を調査した際、60歳以上のオペレーター及び将来を担うべき30歳未満の従事者数の割合が極端に多かったことから制度化したものである。令和7年度調査では、若手入職者が増え、割合も令和3年度から改善しており、効果が出てきていると感じているところである。

次に、除雪事業者に対する除雪機械購入費用の一部補助である。旭川市の除雪企

業は市内の中小土木事業者であるが、作業に使用する除雪機械のうちロータリ除雪車、除雪グレーダ、除雪トラックは除雪作業に特化した機械で価格が高額であり、令和7年度の除雪業務受託者が所有する除雪機械のうち、初年度登録から20年を超える機械は9割、30年を超える機械は5割となり、標準使用年数15年程度を上回る機械が多く、また、当該車両の更新が困難であることが明らかとなった。従前から、旭川市でも除雪機械を購入し貸与しているが、近年は、交付金の充当が十分ではなく新たな増車が困難なため、今年度から除雪機械購入に要する経費の一部を補助する制度を創設したところである。補助率は2分の1以内とし、新車の場合300万円、中古車の場合200万円を上限としており、今年度の予算は1100万円となっている。

⑮住民との連携・協働について

市民ニーズの多様化や除雪マナーの低下、除雪の担い手や地域の雪押し場の不足など、地域の雪における課題が多くなっている中で、旭川市では市民、企業、行政が互いに連携し協力しながら、地域で一体となって取り組む地域除雪活動に取り組んでいるところである。市民、除雪企業、行政の3者で構成する地区除雪連絡協議会を設置し、市民の代表として市民委員会の役員や町内会長などにも参画してもらい、地域での除排雪の考え方や除雪企業の作業方法などについて協議している。

(2) 主な質疑応答

問 旭川市の除排雪関係部署の組織体制はどのようになっているのか。

答 数年前までは、土木事業所が道路の維持管理全般と合わせて雪対策も進めていたが、安定した除雪体制の構築、気候変動等を踏まえ、令和2年度から、雪対策の専門部署として雪対策課を創設し、一年間を通して、雪対策計画や体制づくり、制度づくりとを担当するようにしたところである。土木事業所では除排雪業務の発注、市民対応等に従事し、雪対策課では雪対策基本計画や雪対策審議会に係る事業を担当している。土木事務所には30名、雪対策課には9名の職員がおり、そのほか、両課を所管する部長職として雪対策監が今年度から1名配置されている。

問 排雪計画についてのスケジュールはどのようになっているのか。

答 大体月1回程度、市とJVとで協議の場を設けており、12月の排雪開始に合わせ12月上旬頃までに排雪計画予定をJVから提出してもらい、協議の上で、12月末まで作業計画を決定する。計画決定後は10日ごとに見直しを行っている。なお、ダンプトラックの手配等に関しては基本的にJVに任せている。

問 除雪企業の機械購入費用の一部補助について、上限額が新車300万円、中古車200万円とあるが、1台当たり何千万円となる除雪機械の購入補助として、この金額はどのように算出したのか。また、予算額が1100万円というのは少ないのではないか。

答 他都市の補助制度を参考に設定した。除雪機械が高額であるのは承知しているが、財政の関係上、旭川市の雪対策基金の中で運用する制限がある。今年度は制度初年度であるため、実績や事業者の声も踏まえながら、本制度について随時見直しを図っていく必要があるかと考えている。

問 旭川市での除排雪関連経費は約 33 億円であるのに対して、青森市は 80 億円以上かかっているが、この差が生じる原因は何だと考えるか。

答 旭川市と青森市の降雪量及び決算額について調べたところ、何が原因なのか判断は難しいが、降雪量が同程度の時は決算額にもあまり開きはない。降雪量の変動が大きい年もあるなど見通しが難しい部分はあると考えている。また、旭川市と青森市での除排雪の方法、特に生活道路における方法の違いが決算の差につながっていると考えている。加えて、雪堆積場までの距離も影響しているものと想像している。

問 除雪は基本的に夜間での作業とのことだが、何時から何時まで実施しているのか。また、安全対策はしているのか。

答 基本的にはおおむね午後 10 時頃までに出動判断をして、除雪事業者によって多少のばらつきはあるが、午前 0 時頃に出動し、翌朝 7 時までには作業を完了することとしている。安全対策については、基本的に交通誘導員等は配置していない。排雪の際は交通誘導員を配置しているが、除雪の際はオペレーターが安全に配慮しながら作業するという形になっている。一時的な大雪となった際には急遽、日中除雪が入る場合も過去にはあった。

問 除雪センターは J V の会社開設しているのか。また、苦情等の受付については、どのように対応しているのか。

答 除雪センターは主に冬期間利用可能な公共施設を使用しており、例えば総合公園の管理棟の一部を間借して、J V の社員が詰めている状況となる。市職員は常駐していない。除雪の出動判断をする J V の社員が除雪センターにいるため、除雪に係る苦情や要望についても対応している。

問 J V による共同履行方式にした経緯及び委託期間を 1 年間とした経緯について教えてもらいたい。

答 もともとは細かく業務を区切って委託しており、年間 200 件や 300 件の業務を出していたと聞いている。そうした中で、除雪連絡協議会において市と除雪事業者の連携を図る機運が高まり、除雪事業者の提案もあって、試行を経て、J V での業務履行の形となったが、平成 25 年頃までは J V の各社がそれぞれの持ち分を履行する分担履行であった。しかし、地区ごとの作業の進捗差等の問題があり、J V 内で円滑な履行体制が取れるよう共同履行という形に変わったところである。当初は J V と言っても、少ないところで 3 社の企業体であったということもあり、スケールメリットを機能させながら応援体制をつくるために、現在は 4 地区となっている。通年での仕事によって体制の安定化というところを目指す部分もあり、委託期間については、会社として従業員を安定的に雇用するためには通年仕事がないと困るという除雪事業者からの要望もあり、平成 26 年度から夏期の業務も組み入れて通年業務としたところである。

問 J V について、大体 1 団体当たり加盟している企業は何社あるのか。

答 令和 7 年度は、一番少ないところで 6 社。他は 10 社以上となっている。

答 夏期の業務における契約金額は幾らか。

答 当初契約金額約 30 億円のうち、約 2 億 5000 万円くらいである。

問 除雪は夜間に実施しているが、排雪はどうなっているのか。

答 交通誘導員やダンプトラックを集めやすいこともあり、特に生活道路の排雪については、基本的に昼間に実施している。

問 除雪機械を何台保有しているのか。

答 ロータリ除雪車が10台、除雪グレーダが13台、除雪ドーザが4台、除雪トラックが6台であり、J Vに貸与している。

問 除雪状況について、ばらつきはあるものなのか。また、苦情等について、場合によっては過激な言い方をしてくる人もおり受け手側には精神的負担がかかっているが、どのように対応しているのか。そして、総価契約の考え方について、標準出勤回数より多く出勤した場合には、何らかの対応はしているのか。

答 除雪状況のばらつきについては、道路条件の影響もあり、多少は発生している。苦情や要望があった場合には、現場の状況を確認し、旭川市が定める基準に達していない箇所に関しては、是正するよう手直しの依頼を行っている。苦情・要望の中には過激な内容の場合もあり、3年前頃から通話録音を導入したところである。導入後、過激な要望が少しは減ったという印象である。いわゆるハードクレームに関しては、市と除雪センターが共同で対応していくような形を取っている。総価契約の考え方については、過去10年間平均の降雪量や実際の除雪出勤回数を踏まえ、毎年見直しながら標準出勤回数を設定しているため、大きく外れることはないが、標準より多く出勤した場合であっても基本的に設計変更は行っていない。